

# 神社本庁全面敗訴の深層

伊藤博敏  
ジャーナリスト

## 敗訴で追い詰められる2人のドン

全国8万の神社を包括する神社本庁には2人のドンがいる。「表」は、一昨年、異例の4選を果たした田中恒清総長であり、「裏」は、神社本庁での役職はないものの、政界を始め多彩な人脈を誇る打田文博・神道政治連盟（神政連）会長である。

「田中さんは04年に副総長に就いて以降、本庁を実質支配したから、もう17年以上、君臨した状態。それを本庁職員時代から神政連に関わり、14年に発足した『美しい日本の憲法をつくる国民の会』で事務総長を務めるなど、保守の裏方が得意な打田さんが支えてきた。盤石の田中＝打田体制といつていい」（有力神社官司）

その盤石と思われた田中＝打田体制が、根底から搖さ

円を得て、物件は転売を繰り返されて半年後、3億500万円に跳ね上がった。

安値での物件売却が問題となり、ディンプル社を調べたところ、過去にも神社本庁の不動産売買に独自関与、さらには同社の関連会社が『墓室』というビジュアル誌の直販の販売元であることが判明する。それを知った稻貴夫元総合研究部長は、瀬尾芳也元教化広報部長の助けを受け、「安値売却の背後にディンプル社と田中、打田両氏との特別な関係があつた」と確信、「敵」と題した文書で内部告発した。それに対して神社本庁は、「組織の秩序を乱した」として、稻氏を懲戒処分、瀬尾氏を降格処分としたのだった。

以降、裁判は3年半の長きに及び、筆者は折に触れて公判を傍聴、経済合理性に合わない神社本庁とディンプル社との売買が、各種の資料や証言で暴かれていく過程を眺めてきた。そこで問われているのは、2人の幹部職員に対する不当処分だが、明かされたのは取引の不可解さだつた。

ディンプル社は、00年、自社所有物件を神社本庁傘下の日本文化隆盛財團に売ったのをきっかけに、12年に青山宿舎、13年に中野宿舎を随意契約で取得して売却、百

ぶられた。それが、3月18日、東京地裁が言い渡した神社本庁敗訴の判決である。裁判は、神社本庁が所有する資産売却を巡り、不正があつたと告発、処分された2人の幹部職員が、17年10月、不当を訴えたもの。地位確認を求める訴訟であり、不正の有無を問うものではないが、後述するように裁判所は、「不正があつたと信するに足りる理由があつた」と判断しており、神社本庁の全面敗訴と言つていい。

権力は長期化すれば腐敗する。神社本庁もその例に漏れず、打田氏と親しい業者が、本庁資産に食い込んでいた。それが、15年10月に行なわれた川崎市の百合丘宿舎売却で発覚する。本来、競争入札が原則だが、随意契約でディンプル・インターナショナルという不動産会社に1億8400万円で売却。同社は即日転売で3000万

円を得て、物件は転売を繰り返されて半年後、3億500万円に跳ね上がった。

百合丘宿舎に至った。神社界と縁もゆかりもない同社が、『墓室』の販売に関与していることも含め、「特別な関係」がなければこの「厚遇」は考えられないものだった。

判決文は、百合丘宿舎の売買に関して、価格が一般的取引より低額で、かつ代金決済の方法がディンプル社に有利で、売買の価格決定や承認過程において、取引通念上、不審な点があることを指摘した。また、過去、ディンプル社が神社本庁やその関係法人との取引で利益を得ており、田中総長や打田会長に、ディンプル社への売却を示唆する言動があつたことから、内部告発には「真実に足りる相当な理由があつた」とし、通報に不正の目的があつたとはいえず、その手段方法も相当であつたとした。

原告の稻氏は、判決を受けて「主張が全面的に認められました。いつ職場に戻れるかわかりませんが、本庁の正常化へ向けて、最後まで徹底的に争うつもりです」と、語った。「いつ戻れるかわからない」というのは、処分の無効は認められたものの、神社本庁が控訴していくことが予想されたためで、事実、神社本庁は東京高裁に控訴、6月8日、第一回目の弁論期日が入つた。

控訴を決めた役員会で、神社本庁の訴訟代理人を務め

た内田智弁護士は、一審判決の問題点として、①百合丘宿舎の価格決定や承認過程の誤認、②公益通報者保護法の制度趣旨の拡大解釈、③神社本庁諸活動や職場秩序維持への無理解、④原告らによる本庁への組織攻撃の正当化、などを挙げた。

弁護団としては、そこを突くしかないのだろうが、証拠調べや証人尋問は尽しておらず、高裁で地裁判決を覆す新たな証拠、証言が出てくるとは思えない。また、田中総長は同じ役員会で、「解雇処分に関しては原告の勝訴だが、背任行為の事実確認では本庁の勝訴。解雇処分の適否より背任行為の実否こそ裁判の核心」と述べたといふ。

この強引な解釈は、田中体制の本質をよく表わしている。裁判は処分の適否を争うものであり、だから「真実に足りる相当な理由」にどどめている。裁判所が認定した「グレーな取引」は、公正透明ではなかつたと指摘されたに等しく、最高責任者としては恥すべきだが、開き直つて平然としている。

**強権支配体制に強まる反発**

裁判で問われたのは、むしろ、「シロ」を「クロ」と

いいくるめる田中一打田体制の歪みだつた。批判に対しては、容赦なく処分。逆に、自分たちになびく職員は厚遇する。ティンプル社との取引を強引に進め、裁判においては原告の主張を否定した小野崇之元総務部長は、八幡宮の九州・宇佐神宮の宮司に抜擢された。信賞必罰ではなくアメとムチの恐怖政治である。

原告の稻氏は、國學院大學神道学専攻科を経て、83年、23歳で神社本庁に入庁。以降、8人の総長に仕えたが、こうした強権政治は初めてだという。

「総長になるのは有力神社の宮司が多く、田中総長も京都・石清水八幡宮の宮司です。2期6年が不文律の総長職に4期12年も居座る理由はなく、考えられるのは我々の訴訟が続いている間は、下りられないこと。ティンプル社との関係に象徴される私物化が暴かれるのが怖いのです。打田氏は、00年、本庁職員から静岡・小国神社の宮司に転身しましたが、神政連の立場で表裏を知る本庁に闇戸し続け、田中総長を支えている。2人は互いを利用し合っています」（稻氏）

約8万の神社を宮司、権宜などの立場で護る神職の数

は約2万人だが、多くは保守思想の持ち主である。「敬

神尊皇」を基本とし、地域のつながり、家族の在り方、

国家秩序に大きな変化を求める、平安を願い安寧を求める。神社には、人も自然も祀られるが、初詣の参拝客に、祭神を意識している人は少ない。祖靈信仰と同じ感覚で、八百万の神に手を合わせ、この融通無碍が神道の良いところだ。

だが、一方で保守思想の国民運動化にも取り組み、74年結成の「日本を守る会」や81年設立の「日本を守る国民会議」に積極的に関与、双方とも事務総長を務めたのは明治神宮の権宮司だつた。両団体は、活動をより強固にする目的で、97年に合併、「日本会議」を結成する。

同会議は、安倍晋三政権の長期化とともに社会の保守化が進んだ際、草の根保守運動組織として注目を集めめた。

田中氏は日本会議副会長であり、打田氏は前述の日本

会議系美しい日本の憲法をつくる国民の会の事務総長。

16年の初詣の際、一部の神社に憲法改正の為のブースが

置かれ署名活動が行なわれたが、その指揮を執つたのは

打田氏。保守ではあつても、氏子にはさまざま立場の

人がいて、「改憲を押しつけるようなやり方」を批判す

る神職は少なくなつたが、両氏は意に介さなかつた。

逆に、稻・瀬尾両氏の裁判を機に、メディアで神社本

庁の高圧的な処分や日本会議系保守運動などへの積極関

与が批判的に報じられると、田中氏は苛立つことが多くなつた。神社本庁の最高意思決定機関「評議員会」で、法廷で争うことの是非を問われるなど、「宿舎問題はきつかけに過ぎない。（批判派が）言いたいのは憲法改正問題。そこを漬したいと思っている」と、反発した。

だが、その認識は間違つてゐる。全面敗訴の判決後、神社本庁では役員会を始め全国神社庁会など幾つかの会合が開かれたが、逆転勝訴の見込みが薄く、神社界と神社本庁のイメージを傷つけるだけだからと、「控訴すべきではない」という意見が少なくなかつた。

自己主張する人が少ない神社界ゆえ、表立った行動にはなりにくいつが、田中一打田体制への不満は確実に拡がつており、それは「改憲の是非」という問題ではなく、自らの方向に向かせようとする強引さ、宿舎問題に代表される私物化とそれを生んだ長期政権への反発である。

高裁に負けても最高裁があると、田中総長は周囲に漏らしており、打田氏はそれも計算のうえで、「来年の総長選での5選もある」と、吹聴しているという。

その間、神社本庁は「2人のドン」の思惑に操られたまま、代々木・本庁舎の外壁同様、漆黒のイメージを継続させるのだろうか。